

緑の回廊の設定方針の改定に係る経緯等

- ・ 国有林野は森林経営の用に供する国有財産として、
公益的機能の維持増進を第一に、
林産物の供給や国有林野の活用による地域の産業振興・住民福祉の向上への寄与
を目標に管理経営を実施。

活用については、これまでも地方公共団体や地元住民等に対して国有林野の貸付け
又は使用を実施

2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、
『再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース』が設けられ、
各省庁の規制等について議論

令和3年3月23日 第6回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスク
フォース（風力発電、地熱発電等の導入拡大に向けた森林の有効活用について）

『規制改革実施計画』（令和3年6月18日 閣議決定）
この計画の中に、「国有林野の貸付け等に係る手続きの迅速化、明確化」が明記

規制改革実施計画を踏まえ、林野庁において、

「風力発電・地熱発電に係る国有林の貸付け等手続きマニュアル(以下「マニュアル」という)」が取りまとめられ、ホームページに公表(公開)された。

* 本マニュアルの対象事業：風力発電又は地熱発電に必要な施設（発電施設のほか、当該施設に接続するために設置する送電線、管理用道路その他の関連施設が含まれる）

また、マニュアルの運用に伴い、次に記載の関連する通知の策定及び改正が行われ、令和3年10月1日施行された。

【マニュアルの運用に伴い改正された通地一覧】

- ◆ 「国有林野の貸付け等の取扱いについて」及び「国有林野の管理処分の事務運営について」の一部改正について（令和3年9月30日付け3林国業第117号林野庁長官通知）
- ◆ 「国有林野を風力発電又は地熱発電事業の用に供する場合の貸付け等手続きの迅速化及び簡素化について（令和3年9月30日付け3林国業第118号林野庁長官通知）
- ◆ 「緑の回廊設定要領の運用について」及び「緑の回廊の区域内への再生可能エネルギー施設の設置に係る手続きについて」の一部改正について（令和3年9月30日付け3林国経第48号林野庁経営企画課長通知）
- ◆ 「再生可能エネルギー発電事業計画の申請に係る国有林野の貸付け又は使用手続等に係る証明について」の一部改正について（令和3年9月30日付け3林国業第113号林野庁業務課長通知）

【マニュアルに記載の緑の回廊に関する主な内容】

- 国有林野の貸付け等の契約締結に係る手続は、一般的に、他の行政庁による許認可等が整った後に行う。
- 事業の予見性の向上や契約手続を迅速に進める観点から、事業者の依頼に基づき、他の行政庁が許認可等の手続を行っている期間に並行して、国有林野の貸付け等の条件を満たすかどうか確認することができる。
- 事業実施区域が緑の回廊に掛かる場合は、野生生物の移動経路の確保への支障等について確認する必要がある。

【マニュアルに記載の貸付け等に係る基準（抜粋・中略等）】

➤ (5) 他に代替地がないこと (p56～60)

貸付け等に係る事業区域や発電施設等の設置に係る事業計画が、国有林野の公益的機能の発揮等の観点から適切かを下記①の「対象地の条件」により、国有財産の貸付け等の妥当性の観点から下記②の「発電施設等の設置に適した同等の立地が近隣の私有地にないこと又は私有地がある場合はその利用ができる見込みがないこと」により、いずれの条件も満たしていることについて確認

① 対象地の条件

次のいずれも満たしていることを確認

ア 国有林野の管理経営上支障がないこと

(i) 次の事業対象地等に該当する場合には、それぞれに規定する基準を満たしていること

(ウ) 保護林

保護林が申請地に含まれていないこと

(エ) 緑の回廊

緑の回廊ごとに設定された評価項目に即した配慮がなされていること(参照「第5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準」)

イ 土地利用規制等に係る法令による許認可等が得られていること

自然公園法、文化財保護法等を含め、関係する全ての許認可等の写しにより、必要な署分が行われていることについて、事業計画書及び関係行政機関の許認可証の写し等で確認

エ 風力又は地熱エネルギー利用による発電施設等の設置が、**自然環境若しくは生活環境保全上又は防災上支障がないこと**

支障がなく事業が適切に計画されているかについて、位置図、事業計画図、理由書、環境影響評価書等、法面の断面図等、防災施設設計図等、残置森林等関係図書、現況写真、写真撮影方向図等で確認

(i) 自然環境保全上の支障

次のいずれも満たしていることを確認

(ウ) 工事の実施、工作物の存在及び供用に当たり、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に対し適切な配慮がなされていること

オ 対象地が所在する市町村の長の同意が得られていること

② 発電施設等の設置に適した同等の立地が近隣の民有地がないこと又は民有地がある場合はその利用ができる見込みがないこと

発電施設等の設置に適した立地が申請地に係る国有林にしか求められないこと、又は、民有地の利用が著しく困難であることについて事業計画書及び理由等により確認

【第5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準（抜粋・中略等）】

2 基準(p62～67)

(1) 基本的な考え方

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準とは、国有林野の貸付け等に係る基準のうち、第4の(5)の①のアに定める「国有林野の管理経営上支障がないこと」について、同(i)(E)の「緑の回廊ごとに設定された評価項目に即した配慮がなされていること」を確認するものをいう。

具体的には、事業実施区域の一部が緑の回廊に掛かる場合に、「緑の回廊に設定方針」に定める設定目的に与える影響及び保全に係る配慮（以下「環境配慮」という。）がなされていることについて、次点から確認（参照「図12 評価項目について（考え方の整理）」）

- ① 「緑の回廊設定方針」に記載する野生動植物種の生息・生育に係る環境配慮が、**環境影響評価手続等における評価項目**（方法書等（環境影響評価法第5条第1項に規定するもの及びこれに準ずるものを含む。以下同じ。）に記載する 同項第7号の「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」等のことをいう。）**に反映されていること**
- ② ①の評価項目を含む方法書等に基づき環境影響評価等を実施し、その結果をとりまとめた**準備書等に必要環境配慮事項が記載されていること**

(2) 確認の方法

緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合、必要な環境配慮の妥当性は、「別表10 確認ポイント」に基づき確認

- * 事業者は、事業実施区域の一部が緑の回廊の区域に掛かる事業を計画する場合、同回廊の設定方針の中で公表されている「評価項目」を参照し、計画する事業の規模、内容等を踏まえて必要な環境調査を実施する旨記載
- * それぞれの緑の回廊で配慮すべき「確認ポイント」は、森林管理局が回廊ごとに設定する「評価項目」の内容の外、事業の規模や内容等に応じて変わる旨記載

【第5 緑の回廊の区域に発電施設等の設置が掛かる場合の基準（抜粋・中略等）】（続き）

このため、**環境影響評価手続等の各段階において、当該確認ポイントに対応する評価項目を設定し、これに基づく環境調査の実施等**が必要となる

3 調査等の実施方法

事業者が緑の回廊における手続を進めるに当たり、環境影響評価手続等の各段階において実施すべき事項は、次のとおり

(1) 計画段階

事業者は、対象とする「緑の回廊設定方針」に記載されている評価項目に基づく事項を「方針書等」に反映させることが必要

(2) 調査段階

事業者は、方法書等に反映した評価項目への環境配慮事項として、必要な期間において環境調査等を実施することが必要

(3) 準備書等の作成段階

事業者は、必要な環境影響評価等を行った後、その結果等を準備書等でとりまとめます。

このとき、事業実施区域に緑の回廊の区域が含まれている旨を特筆し、当該回廊の評価項目に対する環境影響としてとるべき措置が明らかにした書類を作成することが必要